

さいたま市告示第1314号

介護保険法（平成9年法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、公示送達する。

なお、送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときは、所管の区役所高齢介護課にていつでも交付する。

令和8年8月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 送達すべき書類を特定するために必要な情報
福長介第1811号
- 2 送達を受ける者の氏名・名称
別紙のとおり

公示送達者名簿

岩槻区役所所管

番 号	氏 名
1	小 黒 八重子

公示送達者名簿

岩槻区役所所管

番号	氏 名
1	谷口 正二
2	知久 浩
3	長崎 和夫
4	原 一夫
5	土方 和弘

福祉局 長寿応援部 介護保険課

告示期間の期限日 令和8年8月17日 まで